指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

										月	
			氏名又は名	称							
			郵便番号,	住所							
			代表者氏名	ı							
			電話番号								
①福岡市水道 (過去5年以		ている打	旨定給水装置	置工事事	業者	講習会	<u>:の</u>	受講	<u>ţ実</u>	績	
受講年月日(受講を	:証明する書類	(修了証)の	 写しを添付して)	公表	(可	•	不可	
年	月	日	•	未受講							
②指定給水装	置丁虫虫类	老の業務	冬内空								
②指定給水装 事業所の名称・i			さま対応用)			公表	(可	•	不可	
				·号:		公表	(可	•	不可	
事業所の 名称 ・ 別 名 称: 所在地:	所在地 ・ 電話	番号(お客る	さま対応用)	·号:							
事業所の 名称・ 所在地: 休業日・営業時間	所在地 ・ 電話	番号(お客る	きま対応用) 電話番	·号:		公表					
事業所の 名称 ・ 別 名 称: 所在地:	所在地 ・ 電話 ・対応可能な₽ :市内全域 ・	番号(お客さ 区域 東区・博	さま対応用) 電話番 営業時間:		城南[公表	(可	•		
事業所の 名称・ う名 称: 名 称: 所在地: 休業日・営業時間 休業日: 対応可能な区域	所在地 ・ 電話・対応可能なほ	番号(お客さ 文域 東区・博 。)	さま対応用) 電話番 営業時間: 多区・中央区		城南	公表	(()	可・西	·	不可	
事業所の名称・デ 名 称: 所在地: 休業日・営業時間 休業日: 対応可能な区域 (該当部に〇を記 対応可能な工事	所在地 ・ 電話・対応可能なほ	番号(お客さ 東区・博 。) 記載して下	をま対応用) 電話番 営業時間: 多区 ・中央区		城南	公表 区・早島 公表	(()	可・西	·	不可	
事業所の名称・デ 名 称: 所在地: 所在地: 休業日・営業時間 休業可能な区域 (該当部に〇を記 対応可能な工事 対応可能な工事	・対応可能な☑ ・市内全域 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	番号(お客さ 東区・博 。) 記載して下 司住宅	ざま対応用) 電話番 営業時間: 多区・中央区 でない。)			公表 × ・早郎 公表 ・ 不可	(()	可・西	·	不可	
事業所の名称・デ 名 称: 所在地: 所在地: 休業日・営業時間 休業可能な区域 (該当部に〇を記 対応可能な工事 対応可能な工事	所在地 ・電話 ・対応可能な ・ 市内全域 ・ ・ 記入して下さい (該当部に〇を 住宅 ・ 共同	番号(お客さ 東区・博 。) 記載して下 司住宅・・	ざま対応用) 電話番 営業時間: 多区・中央区 でない。)	・南区・)	公表 × ・早郎 公表 ・ 不可	(()	可・西	·	不可	

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績確認

3給水裝	置工事主任	技術者等σ)研修受講宝網	漬(過去5年以内)
ングルログスマー	ᄪᆂᆍᆠᄔ	ᅜᄓᄓᆸᅑᅅ	ᄼᄢᆙᇰᆇᄜᅐᆘ	頃(旭ムし干が))

水道法施行規則 第 36条

法第 25条の 8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名(公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
上記の内容の公表の可る	5	
可 不可		

外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載して下さい。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

技能を有する者の状況確認

④過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
 - □ 「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去 1 年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

		過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してくださ	· (
	配水管への分水栓の 取付・せん孔、給水管	資格等を有しているか(〇×を記入)				
技能を有する者	の接合、いずれの経	保有している資格等	工事			
の氏名 (公表対象外)	験も有しているか		年度			
	(〇×を記入)					
上記内容の公表(<u> </u> の可否					
可不	可					

保有している資格については、<u>資格を証明する書類の写しを添付してください。</u> 技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

【別表】

種別	作業基準
新設	給水装置の新設に係る工事を一括して施行することができる。
改造	給水方式・水道管(給水管)の口径・配管などの変更に係る工事 を一括して施行することができる。
修繕	給水装置の異常・老朽化・故障に関する一連の修繕工事を施行することができる。
その他	上記の工事以外のもの。